

新型コロナウイルス感染症の影響で電気料金及びガス料金のお支払いにお困りの方は、お支払い期限日の延長等についてご相談ください

新型コロナウイルス感染症により、罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響で、電気料金及びガス料金（以下、「使用料金」という）のお支払いにお困りの方に対して、お支払い期限を延長する特別措置などの対応を行っております。

電気料金のお支払いにお困りのお客さまは、下記「お客さま窓口」までご相談ください。

※本特別措置の適用対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により使用料金のお支払いにお困りの方はご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症対策に係る使用料金の特別措置について】

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしてされているお客さまを含みます。）であって、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま、または、当社に特別措置適用の申出をされ、一時的に使用料金のお支払いが困難であると当社が判断したお客さま。

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2021年2月分までの使用料金の支払期日^{*1}を原則として以下のとおり延長いたします。なお、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分および9月分使用料金の支払期日の延長期間拡大はいたしません。

対象となる使用料金	今回の特別措置	【参考】前回の特別措置
2020年3月分 ^{*2} 、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分および9月分	5カ月間延長	5カ月間延長

2020年10月分	<u>5カ月間延長</u>	4カ月間延長
2020年11月分	<u>4カ月間延長</u>	3カ月間延長
2020年12月分	<u>3カ月間延長</u>	2カ月間延長
2021年1月分	<u>2カ月間延長</u>	1カ月間延長
2021年2月分	<u>1カ月間延長</u>	—

※1 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※2 支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

《お客さま窓口》

TEL 050-3160-8479

【受付時間】

平日（土曜・日曜除く）：午前10時から午後19時まで